

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 麦の芽福祉会

1. 身体拘束廃止に関する考え方

- (1) 社会福祉法人麦の芽福祉会(以下法人とする)では、なかまの権利宣言、障害者虐待防止法、児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法の理念に基づき、子ども・なかま・利用者(以下利用者とする)の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、全ての人の人権の擁護、身体拘束の廃止に関する、本指針を定めます。
- (2) 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事なく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

2. 身体拘束廃止の根拠

「サービスの提供に当たっては、子ども・なかま・利用者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なってはならない。」とされており、原則として禁止されています。

●身体拘束禁止となる具体的な行為

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベットを柵(サイドレール)で囲む
- ・手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ・脱衣やおむつはずしを制限する為に、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、向精神薬を過剰に服薬させる
- ・自分の意志で開ける事の出来ない居室等に隔離する

3. 緊急やむを得ない場合の対応

「子ども・なかま・利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められています。「緊急やむを得ない場合」の対応とは、日頃より、子ども・なかま・利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解し身体拘束を行わないケアの提供をする事を原則とした上で、ケアの工夫のみでは充分に対処出来ない様な「一時的に発生する突発事態」のみに限定します。

当然、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次に挙げる「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限り、必要最低限の身体拘束を行うこととします。

●緊急やむを得ない場合の3要件

①切迫性

子ども・なかま・利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案

し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで子ども・なかま・利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認します。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外には代替する支援・介助方法がないこと

※「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに支援・介助する全ての方法の可能性を検討し、子ども・なかま・利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認します。また、拘束の方法自体も本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行います

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定し行います。

4. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、“虐待・人権擁護・身体拘束専門委員会”を中心に充分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束しないリスクが高い場合で「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行なった場合は、その状況についての経過記録の整備を行ってできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ・なかま・子ども・利用者主体の行動、尊厳ある生活につとめます。
- ・言葉や応対等で、なかま・子ども・利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ・なかま・子ども・利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・なかま・子ども・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
- ・万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、“虐待・人権擁護・身体拘束専門委員会”において検討します。
- ・「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行なっていないか、常に振り返りながらなかま・子ども・利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

5. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 虐待・人権擁護・身体拘束専門委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けて「虐待・人権擁護・身体拘束専門委員会」を設置します。

各職種の専門性に基づくアプローチから、チーム支援を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します、

(2) 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の支援・介助の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(3) 虐待・人権擁護・身体拘束専門委員会の設置及び身体拘束廃止に関する責務等

次の通り、委員会を設置するとともに身体拘束廃止に関する責任者を定めるなど必要な措置を講じます。

1. 虐待・人権擁護・身体拘束専門委員会

- ①委員会の委員長は、委員の互選とします。
- ②委員会の委員は、理事及び常任委員とします。
- ③委員会は年1回以上定期的に開催します。また、必要に応じて専門的な知見のある第三者なども加える場合もあります。

2. 委員会の審議事項等は下記のとおりです。

- ・身体拘束廃止に向けた研修計画の策定に関すること
- ・支援等に関する悩みを相談できる体制整備に関わること
- ・身体拘束廃止に向けたチェックとモニタリングに関すること
- ・委員会での検討結果は職員に周知徹底します。

(4) 身体拘束廃止に関する責務等

- ・身体拘束廃止に関する総括は、管理者が行い、責任者は、委員とします。
- ・身体拘束廃止に関する責任者は、本指針及び「虐待・人権擁護・身体拘束専門委員会」で示す方針等に
従い、身体拘束廃止を啓発・普及するために職員に対する研修を開催します。

6. 職員等が留意すべき事項

(1) 意識の重要性

- ・障がいの程度に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ・職員等は支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること
- ・身体拘束に関する受け止め方には、利用者や保護者・家族による個人差等があることを絶えず認識すること

(2) 基本的な心構え 基本的な心構えは下記のとおりです。

- ・障害などからそれを訴えたり、拒否することができない場合があることを認識する
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、言動や行動について職員同士で注意を促すこと
- ・利用者の立場に立って事実確認や丁寧な相談支援を行うこと
- ・職場内の身体拘束に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること

7. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の手続き

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなけ

ればならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1)カンファレンスの実施

利用者について身体拘束が必要と判断された場合は「虐待・人権擁護・身体拘束専門委員会」を中心として各関係事業所の代表が集まりその妥当性を検討します。

(2)身体拘束の可否の決定

検討会で拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合にリスクについて検討し身体拘束を行うことを選択する前に「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たしているかどうかについて検討確認します。身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間 等について検討し「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」「※記録1」作成します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

(3)利用者本人や家族に対しての説明

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を使用して内容と方向性利用者の状態などを本人や家族に説明し十分な理解が得られるよう努め、同意を得たうえで実施します。また、身体拘束の同意期限を超えなお拘束を必要とする場合は再度行なっている内容と方向性、利用者の状態などを説明し同意を得た上で実施します。

(4)記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており身体拘束を行なっている期間中は「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過記録・再検討記録」「※記録2」用いて記録します。あらかじめ定められた頻度で再検討を行い身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を逐次検討します。

その記録は5年間保存。行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(5)拘束の解除

(4)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人や家族に報告します。

8. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ・定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ・新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

(附則)

この指針は、2022年4月1日から施行する